

様

《身内の方が亡くなられたら》

このたびのご不幸心よりお悔やみ申し上げます。

後日、下記の手続きが必要になりますのでご来庁ください。なお、(※) マークの手続きは

亡くなられた方のマイナンバー(通知)カードが必要になりますのでご持参ください。

南阿蘇役場(代表) TEL 0967-67-1111

該当	手 続 内 容	担当係	担当者 確認印
	世帯主がお亡くなりの方は世帯主変更の手続きをしてください。	①住民異動・戸籍 住民福祉課	
	印鑑登録されていた方はカードを返却してください。		
	すべての手続終了後、通知(マイナンバー)カードを返却してください。		
	年金の手続きをお願いします。印鑑(認印可)、亡くなられた方の年金証書、請求者の通帳をご持参ください。請求者は配偶者、次に子どもの順番になります。	②年金・障がい・ 子育て 住民福祉課	
	障害福祉サービス受給者証をお持ちの方は受給者証を返還してください。(※)		
	特別障害者手当、特別児童扶養手当を受給されていた場合は資格喪失届の手続きしてください。(※)		
	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は、各種手帳を返還してください。(※)	③税 税務課	
	亡くなられた方名義の固定資産(土地・建物等)がある方は、固定資産税係で相続手続きをしてください。		
	65歳以上の方は介護保険資格喪失届の手続きをしてください。	⑥介護・高齢者 健康推進課	
	国民健康保険加入者の方は葬祭費の申請がありますので、印鑑(認印可)、喪主の方の預金通帳、亡くなられた方の健康保険証をご持参ください。(※)	⑦国保・後期高齢 保健 健康推進課	

該当	手続内容	担当係	担当者 確認印
	後期高齢者医療保険加入者の方は葬祭費の申請がありますので、印鑑（認印可）、喪主の方の預金通帳、亡くなられた方の保険証をご持参ください。（※）	⑦国保・後期高齢 保健 健康推進課	
	亡くなられた方名義の水道・浄化槽・農業集落排水使用料がある場合は名義変更の手続きをしてください。	⑧環境に関すること 環境対策課	
	亡くなられた方名義の農地がある方は、登記終了後、農業委員会で相続手続きをしてください。	⑨農業に関すること 農業委員会	

上記手続きが全て終了したあと、最後の受付担当者は総合案内まで

提出のこと

案内係